

情報倫理教育の確立について

情報処理センター所長 今 泉 重 夫

「情報化とは、情報を物質、エネルギーに次ぐ第三の要素として認識し、その生成、加工、伝達、蓄積、利用を意識的に行なおうとする活動の総体である」と定義されている。最近、高度情報化社会と情報化はますます進展し、この変革が教育研究の分野に大きく影響を与えて、コンピュータを中心にした「情報処理教育」から、もっと広い視点に立った「情報教育」へと移って来た。その中で、

- (1) 情報の科学的研究分野への浸透
- (2) ニューメディアなど情報技術の発展
- (3) ネットワーク社会の定着とその脆弱性の認識
- (4) 情報倫理教育の必要性

の四点が大切であると指摘されて久しい。¹⁾ 近年、通信技術革新や情報ネットワーク・システムの構築により、それらは、国内より国際的へと広がって来た。高度に情報化された社会の発展は、われわれ人間社会に対して「光と影」を形成しつつある。情報の影の問題は、光の部分の増大に伴い、次第に拡大化され大きな社会問題になりつつある。今後、情報化社会における光の部分を助長すると共に、影の部分を可能な限り抑止しこれを予防する必要がある。この問題を考えるとき、必然的に人間の存在とその倫理のあり方を問わざるを得ない。

本学も、教職員、大学当局の理解と支援、文部省からの諸助成をいただき、情報（処理）教育が順調に進展して来た。さらなる高度情報化社会に対し、大学としても社会に対する情報教育の役割の大きさを認識し、情報倫理教育を実施しなければならない。それには、高度情報化社会で起きた具体的事例などをあつかい、その法的問題との関連から総合的な教育を進めることが必要であると考えている。

- 1) “私立大学における情報教育の目指すべき方向” 平成2年3月
私立大学等情報処理教育連絡協議会 発行